

平成18年第2回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成18年6月23日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（22名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永 涉
7番 篠原啓治	8番 吉田 正
9番 伊藤雅功	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田 矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 正木文男	4番 笠井高章
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 山下 紘志郎	企画部長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 洙田 藤男
産業建設部長 秋山 一幸	教育次長 岡島 義広
総務部次長 森口 純司	企画部次長 酒卷 近義
市民部次長 田村 豊	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 大西 利夫	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 成谷 洋子	市場支所長 岩脇 正治
財政課長 藤井 正助	水道課長 西岡 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤 吉子

事務局長補佐 友行 仁美

事務局主任 枝澤 ゆかり

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案第74号から議案第84号まで

議案第89号から議案第134号まで

(質疑・付託)

日程第3 報告第2号 平成17年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

(損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更に  
ついて)

報告第1号 平成17年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第85号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公  
共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等  
組合同規約の変更について

議案第86号 徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第87号 阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び  
阿北特別養護老人ホーム組合同規約の変更について

議案第88号 中央広域環境施設組合同規約の変更について

午前10時02分 開議

○議長（原田定信君） ただいまの出席議員数は21名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（原田定信君） 日程第1、市政に対する一般質問を昨日に引き続き行います。

木村松雄君の発言を許可します。

木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 皆さんおはようございます。

議長に一般質問の通告をしてありましたところ、ただいま発言の許可をいただきましたので、10番木村松雄、ただいまより一般質問を始めます。

まず、この議場に再度帰ってくる事ができましたことに感謝を申し上げ、今後は阿波市発展、繁栄に全力投球してまいり所存でございます。どうぞよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。

今議会の一般質問も私が最後となりましたが、この後議案審議等が予定されておりますが、今しばらくのお時間をいただきたいと思っております。

私の質問は、3点予定しております。1点目に庁舎問題、2点目に市営住宅の件、3点目に民間活力の導入の件で、庁舎の件につきましては同僚議員の質問にありましたが、私は私なりの角度から、見地から進めてまいりたいと思っております。

それでは、1点目の庁舎の件でございますが、本庁方式となっておりますが、現在の3支所を今後本庁舎が建設できた場合に、3支所をどうするのかという質問の予定でしたが、合併協議会において合併後速やかに土成町内の鳴門池田線沿いに建設をするという約束事は、皆さん方共通の認識だろうと思っております。その場合の現在の支所を3支所を廃止にするのか、またそれとも規模を縮小して存続をさせるのか、一昨日の答弁では支所を廃止して本庁方式を推進していきたいという答弁でございましたが、今一度答弁を求めます。

次に、庁舎建設について市長はどのようなお考えを持っておられるのか、合併後速やかに建設するという法定合併協議会の約束を履行するお気持ちはあるのでしょうか。それとも、財政難の折、いろいろな背景も加味しながら検討中なのかという質問をする予定でございましたが、これも一昨日の答弁では合併協の中ではいろいろな過程がある、進めていく方向には間違いない、つくる方法を考えている、少し遅れても立派なものをつくりたいということ答弁されているわけです。この点については、こういう内容で市長よろしいんでしょうね。

次に、前庁舎建設特別委員会が先進地の視察及び調査を何度も重ね、建設用地につきましても5カ所から最終的に1カ所に決定したわけです。そして用地の決定は、委員会に委ねる、結果を尊重すると答弁されているわけですが、去る、3月28日の委員会の出した結論をどうとらえておられるのか、これもこういう質問をする予定でございましたが、この件についても代表質問の答弁の中で、市民を守る防災の拠点にしたい、7回の会合を十分踏まえ尊重して肉づけをして、あるいは庁舎は当然必要だし考えていると答弁されているわけですが、用地の決定の件については答弁がなかったと思いますので、今一度答弁を求めます。○議長（原田定信君） 企画部長。

○企画部長（八坂和男君） おはようございます。

木村議員のご質問について、庁舎の問題についてご答弁申し上げます。

この庁舎の問題につきましては、先日市長よりご答弁申し上げましたとおりでございますが、私の方からも少し答弁をさせていただきたいと思いますが、1点目の現在の3支所をどのようにするかということでございますが、これにつきましては効率的な行政を確保する観点から、阿波市としましては本庁方式を適用するといったしております。そういったことで、庁舎が建設でき次第、支所については廃止する方向になるかと考えておるところでございます。

また、市庁舎建設についてどのような考え方かということでございますが、今議員のご質問のありましたように各会派の代表質問でもお答えしましたように、議会のご理解と協力をいただきまして、今後さらに議論を深めまして事業の進捗を図っていきたいと考えております。また、特別委員会において場所を決定しているが、その結果についてどのようにとらえているかということでございますが、これにつきましても、特別委員会での決定事項を踏まえまして、議員の皆様方と協議しながら、またご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。用地の件につきましても、今申し上げましたように、十分議

員と協議しながら、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま担当部長より答弁をいただいたわけですが、今後用地の件につきましても、議会と十分協議をしていきたいということでございます。そして、支所についても廃止の方向だということですが、やはり支所についても一応廃止ということに決まっておるわけですが、これから住民の利便性もよく加味しながら、そういうことも視野に入れての協議が必要かと思えます。

庁舎につきましては、阿波市の核でございます。行財政改革の源として、また防災の拠点として必要でございます。市長の決断に期待をいたしましてこの件は終わりたいと思えます。

次に、2点目の市営住宅の申込方法についてであります。現在市内に1,000戸余りの73団地の市営住宅があると思えますが、今までの申込方法と新しい申込方法との違いについての答弁を求めます。それと、今後この1,000戸余り73団地の市営住宅の管理運営をどのように考えておられるか答弁を求めます。

それと、先般完成しました北二条団地の状況についてもあわせて、また今後の予定についてもあわせて答弁をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） おはようございます。

木村議員の市営住宅の入居の方法についてご答弁させていただきたいと思えます。

阿波市発足が昨年したわけでございますが、昨年度の市営住宅の入居の方法につきましては、事務が非常に煩雑ということで、8月4日の1回のみということで57件の入居の申し込みがございました。当日の参加者は44名で、あきが6戸でございまして、競争率が7.3倍の競争率でございました。18年度の入居につきましては、5月26日に抽選会をさせていただきました。入居の申し込みにつきましては60件、そのうち32件の方が申し込みがございまして、あきが8戸でございまして4倍の競争率でございました。

今後の入居の方向でございますが、入居の希望者については大変住宅に困窮する方もございます。その方につきましては、入居条例の中に7項目の特例も設けております。その方につきましては、優先的な配慮をさせていただいております。その他、一般的な入居の方につきましては、今後は合併しまして事務体制も十分整いましたということで、あきが

でき次第募集するという事で、広報また防災無線、ケーブルその他連絡事項を通じまして、あきができ次第募集をするということで募集期間は1週間から10日、県営住宅につきましては2日でございますが、利便性ということを考えまして1週間から10日程度の募集をして抽選をしたいと思っております。

また、住宅の今後の管理の方法でございますが、阿波市の住宅1,049戸、73団地でございますが、非常に40年、43年ごろの住宅が7割近くございますので、一番古い住宅につきましては、先ほど課内協議の中で募集停止ということで108戸を募集停止という項に掲げております。理由につきましては、非常に古くまた改修費が多大であるということで、募集停止をするということで実質的には今後の市営住宅のあき、入居できる個数につきましては950戸程度になるかと思っております。また、北二条団地等につきましては、先般入居の方の説明会、抽せん会をしまして、今16戸の入居者の中で10戸の方が入居の準備をして移転をしておる最中でございます。今月中には移転を完了すると思っております。その後の6戸余りのあきの北二条団地につきましては、阿波市全体で古い住宅の入居者の中から募集をして、抽せん会に臨みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま担当部長より市営住宅の状況等について、申し込み等についての答弁がございましたが、やはり広く広報とかケーブル、そういうようなことでこの団地にあきが何ぼあるというような周知徹底をしていただきたいと思っております。

これからの管理運営については108戸ですか、が入居停止になっておるといような状況で非常に古い建物が多いわけですが、これからの地震等防災の観点からも、やはり今後どのようにこの古い住宅をどのように改修をしていくかということも阿波市にとりましても、これから大きな課題の一つだと思っております。

北二条団地の状況でございますが、旧土成町のことで申しわけございませんが、当時土成町が住宅の改修と建てかえ工事として46戸の建設の計画をしております。そして、今回16戸の完成を見たわけでございますが、残りの戸数の分について今後どのような検討されるのか、その点について再度答弁を求めます。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 木村議員の再問にお答えしたいと思います。

旧土成町で計画しておりました2団地の今後の新築計画があるのかどうかということで

ございますが、17年度の議会でもたびたびご答弁しましたように、今阿波市にとりまして1,049、実質的には950戸の管理をしておるわけでございますが、この住宅の耐震問題、改修問題非常に多くの問題を抱えております。ということで、全体的に考えますと阿波市の住宅は非常に古く、管理費が増大するというので、地震対策につきましては大規模修繕の国庫事業の中で運用させていただくと、また小さな団地につきましてはその都度修繕をかけて、今合併浄化槽等のできていない非常に衛生的にも環境的にも悪い中で、生活を強いられている入居者も多々見られるわけでございます。そういった生活改善につきましても改善を必要としておりますということで、今後の住宅新築につきましては、阿波市全体の中で考えていきたいということで、私どもの方で計画がありましたら議会の方へ相談もかけますし、また相談に乗っていただきたいということで、今後の計画はそれぞれの中で研究をして、住宅建築へ向けての方向性も定めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま部長より答弁をいただいたんですが、今後の計画予定については、阿波市全体を環境の面からも考えて、全体で考えていくということでございます。阿波市の高齢化が進むのも、やはり住宅事情に原因の一端があるかと思えます。魅力あるまちづくり、若者の定住できるまちづくりに市長の英断と努力を期待いたします。

次に、3点目の民間活力の導入についての件でございます。市が17年度に阿波市集中改革プランを策定しております。目的として阿波市行財政改革大綱に基づいて行財政改革を計画的に実施するための方策を示したものであります。合併しても財政状況の厳しい中、新たな行政システムの構築を図り、財政の健全化と充実した行政サービスの向上を目指すため、集中改革プランの実施項目を定め推進していく、そしてこのプランは平成17年から5年間21年までの5年間を取り組みする期間とするとあります。その中に民間委託等の検討、推進があります。まず、1番に学校給食調理等の民間委託の検討、2番目にごみ収集業務の民間委託の検討と、これを平成17年に検討して、18年度に方針を策定とあります。現在18年ですから、どのような方針を検討中なのか、また検討は終わったのか答弁を求めます。

○議長（原田定信君） 岡島教育次長。

○教育次長（岡島義広君） おはようございます。

10番木村議員の一般質問の中で、民間活力の導入についてということの中での給食セ

ンターについてはということでございます。

給食センターにつきましては、現在阿波、市場旧両町では、設置しておるところでございます。それで、土成、吉野につきましては板野郡の西部学校給食組合にお願いをいたしておるところでございます。そうした現状の中でございますが、今回の合併に伴いまして吉野、土成地区にも給食センターをという声もでございます。教育委員会といたしましては、そうしたことを考えまして新しい給食センターを建てるのがいいのか、また現行どおりの板野郡の西部給食組合にお願いするのがいいのか、または市場の給食センターを改修して市内全生徒・児童に提供するのいいのか、また阿波市内で1カ所にしたPFI方式で民間資金等の活用による公共施設の整備であるのいいのか、また議員指摘の給食センターの調理等についての民間委託するのがいいのか、いろんなご議論があるところでございます。

こうした中、今年に立ち上げました教育施設等検討委員会で次回の審議にはお願いを図るため、そうしたところの予定も資料もそろえて議員にご審議をいただく今のところの手はずになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

木村議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ごみの収集業務につきましては、阿波市の一般廃棄物の収集運搬業務につきましては吉野、土成地区は業者委託で処理を現在行っております。3業者で3カ月の委託契約を締結いたしておるわけでございます。収集運搬業務の委託契約につきましては、廃掃法によりますと民間委託をする場合の基準が設けられております。委託量が受託業務を遂行するに足りる額であることと定められております。さらに、受託者の資格要件といたしまして受託業務を遂行するに足りる施設、それから人員及び財政的基礎を有し、かつ業務の実施に関し相当の経験を有することとしておるわけでございます。

このことは、一般廃棄物の処理業務はその公共性に鑑み、経済性の確保より業務の遂行の適正を重視しているということでもあります。価格が安ければよいとする通常の入札とは少し違う特別な法律となっておるわけでございます。業務受託者については、市町村が資格要件を満たしているかどうかを審査、判断いたしまして、受託者を決定していくということ想定しております。阿波市におきましては、業務の委託契約につきましては、廃掃



法を遵守することとして、次には特に市内業務育成という観点も大事でございます。さらにはごみ行政の特殊性等を考慮いたしまして、ごみ行政については停滞は許されません、収集時の混乱、効率の低下を招かないようにしていかなければならないと、そのように考えておるわけでございます。

また、住民サービスに支障を来さないためにも、現在7月以降も随意契約で本年度中に引き続き、現在の業者と契約をさせていただきたいと、そのように考えております。現在、いろんな角度から検討いたしまして試行錯誤を繰り返しておるわけでございます。来年度以降につきましては、庁内で十分検討いたしてまいりたいと、そのように考えております。ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま部長、次長の方から答弁いただいたわけですが、学校給食等の民間委託の件でございますが、土成町と吉野町は板野郡西部給食組合に所属しております。この施設もかなり老朽化が進んでおるのが現状でございます。先般、三木議員あるいは松永議員、教育長よりお話があったと思うんですが、ただいま文教の所轄の方で学校訪問させていただいております。今回は教育委員会の特別なお取り計らいによりまして、教育委員ともどもに同行させていただいております。その中で、学校給食という現状を把握するため、そういったことも視野にはめての訪問でございますが、やはり学校給食、やはり衛生で安全なものを提供しなければならない、そして施設の老朽化に関しましても衛生面で非常に落ちるんじゃないかと思うわけでございます。今後、この阿波市を給食関連で統一をしていくお考えがあるのかないのか、そこらも教育長より答弁を再度いただきたいと思っております。

ごみ収集業務の件につきましては、これは土成町と吉野町の業務でございますが、これは阿波郡は直営ということでございますが、土成町の収集業務につきましては、6月いっぱいまで契約が切れると、7月からも17年度同様随意契約で行くということでございますが、やはり市内を統一したごみの収集業務、そういうような方向に向かってのお考えはないのか、再度この点についても答弁を求めます。

○議長（原田定信君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 木村議員からの再問題にお答えしたいと思います。

学校給食につきましてでございますが、今後どういうふうな考えで統一していくのかというお話だったと思っております。

今、文教厚生委員の議員の方々と一緒に学校訪問をしていっております。その中で試食をしましたのが阿波給食センターの給食、それから市場の学校給食センターの給食、あと7月4日に予定いたしております板野郡西部学校給食の試食を予定いたしております。そのような中で、私は昨年度すべて試食させていただいております。その中で、やはり市が今現在教育の大きな目標の中に知育・徳育・体育そして食育ということを掲げておりまして、食の大事さをしっかりと学校現場でも指導していただくようお願いしているところでございます。そのような中からも学校給食は非常に大切であるというふうに考えております。

同じ阿波市内の子供たち、同じものをというようなことは考えておりますし、できるだけ子供たちにその給食が十分満足できるような方向でということも考えております。このようなことを踏まえながら、できるだけ早い時期に阿波市内の子供たちには同じものをというふうな考えで進めていきたいと思っております。先ほど次長の方から申しましたけれども、教育施設検討委員会の中で十分検討しながら、早くその方向を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 木村議員の再問にお答えいたしたいと思えます。

ごみ委託または直営、今後統一する気はないのかという再問だったように思います。そのことも含めまして、今後におきましては関係者で十分協議をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま答弁いただきましたが、学校給食にしましても板野郡西部と阿波郡との給食があるわけですが、やはり阿波市全体を足並みをそろえるべきだと私は思います。

ごみ収集業務委託にしましても、市民生活上一日たりとも停滞は許されないわけですから、年度の途中で方針を変えたり、また業者の契約を2カ月、3カ月の小刻みな期間でなくして、最低でも1年間のスパンで契約をするべきだと思います。市場町、阿波町では市直営で現在はやっておりますが、今すぐにはできないでしょうが、やはり官から民への時代でございますので、市内が統一できる方向を探るべきだと考えます。

以上で私の一般質問を終わるわけですが、阿波市にとりまして、今現在が一番大事な重

要な時期だと私は認識をしております。郡境を超えた合併には無理があったなど言われな  
いように、4町が1つになってよかった、阿波市に住んでよかった、阿波市に生まれてよ  
かったと、私のふるさとは徳島の阿波市だと自慢していただけるまちづくりをしていかな  
ければいけない、これは理事者の皆さん方も、また議会の皆さん方も共通の認識だと思  
います。小笠原市長の強いリーダーシップに期待をいたします。

最後に阿波市民の幸せを願い、また原田議長、篠原副議長のご就任に対しましてお喜び  
を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（原田定信君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第 74号 平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会  
計予算について

議案第 75号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につ  
いて

議案第 76号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第  
1号）について

議案第 77号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1  
号）について

議案第 78号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）について

議案第 79号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1  
号）について

議案第 80号 阿波市職員倫理条例の制定について

議案第 81号 阿波市林道管理条例の制定について

議案第 82号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 83号 阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正につ  
いて

議案第 84号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて

- 議案第 89号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 90号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 91号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 92号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 93号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 94号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 98号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 99号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 100号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 101号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 102号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 103号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 104号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 105号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 106号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 107号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 108号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- て
- 議案第 109号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 110号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- て
- 議案第 111号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 112号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 113号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 議案第 114号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について

- 議案第 1 1 5 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 6 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 7 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 8 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 9 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 0 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 1 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 2 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 3 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 4 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 5 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 6 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 7 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 8 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 9 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 0 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 1 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 2 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 3 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 4 号 市有地等の処分について

○議長（原田定信君） 日程第 2、議案第 7 4 号から議案第 8 4 号まで、議案第 8 9 号から議案第 1 3 4 号までを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、基本的事項、大綱的なものとし、詳細な事項については委員会で行ってください。

発言回数は、同一議題について3回以内となっておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

理事者も再問のないように、明確な答弁をお願いいたします。

通告の順に発言を許可いたします。

7番篠原啓治君より議案第78号、議案第89号から議案第133号、議案第116号この3議案について質疑が提出されております。

篠原啓治君の発言を許可します。

篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 7番篠原啓治、議長の許可がありましたので、質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第78号阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の中ですけれども、これは旧の吉野町の分の農業集落排水事業の予算と思えますけれども、この分担金の150万円、そしてまた一般会計から繰入金として402万1,000円について、この予算というのはどういうものを質問したいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 篠原議員のご質疑にお答えをいたしたいと思えます。

阿波市農業集落排水事業についてのご質問でございますが、分担金の150万円につきましては、特別会計予算におきまして今回補正予算として552万1,000円を追加予算をお願いしておるものでございます。歳入予算の内訳といたしましては分担金150万円、繰入金で402万1,000円をそれぞれ予算計上いたしております。

分担金についてご説明申し上げますと、分担金につきましては農業集落排水事業加入する際の加入金でございます。現在新加入については、1戸当たり25万円の加入金をいただいております。今回予算計上いたしておりますのは、150万円については一条西地区で3件、それから柿原東地区では3件、合計6件の新規加入を予定しておるものでございます。

一般会計の繰入金402万1,000円につきましては、一般会計から繰入金として歳

入予算として計上いたしております。歳入予算については、歳出で予算計上いたしました各種事業等の費用をどのような財源をもって充てるかであります。今回歳出予算といたしまして集落排水事業の新規加入者の工事代金548万円をお願いをするものでございます。この歳出予算を賄う財源といたしまして加入者から集める加入金だけでは賄い切れません。そこで不足分につきまして一般会計からの繰入金をお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 今説明があったわけですが、ということは平たく言えば6件の加入で150万円の負担金をお願いしまして、一般財源から四百何万円のお金を持ち出すということになるわけですね。農業集落排水事業というのは非常に重要な事業というのはわかってはすけれども、これの国補とかいろいろな補助金がついてできている事業と思うんですが、その補助金の中にどこまでの部分が工事が補助金対象になっているかということを確認しなければ、6件入れるのに四百何十万円の一般財源から持ち出しということになりますと、工事新規加入するたびにこれだけの持ち出しをしていくと、工事自体補助金を利用しての工事自体がどこまでどういうふうになっていくかちゅうのが、ちょっと疑問を持つところと思うわけです。その辺の線引きというのが、例えば家の入り口まではすると、この400万円の部分に関して工事費というのはひょっとしたら補助金の中に入るともわからずですね。その辺のことを、再問をしたいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 再問にお答えいたしたいと思っております。

まず、集落排水事業が出発いたしまして25万円分担金というものがずっと決まっておりますのでございます。それで、我々もよく中身を精査してみますと、一条西地区の場合には工事費が約30万円足らずで余り負担が要らないというふうには考えるわけですが、特にご承知のとおり柿原東地区の場合には真空式という特殊な工法を用いております。それで、そこにかかる費用が約120万円余り、1カ所当たりかかるわけですが、それともう一つ、市の方で負担をする部分はどこまでかということですが、その部分につきましては、宅内の集水升を設置するまでの分が市の負担と、そのように考えております。それと、それ以内の屋内の配管設備、それは全て個人負担と、そういうことでございます。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） となると、集水升までが市の負担で屋内が個人負担となると、集水升までは全て工事が補助事業なり何なりで完了してなくてはいけないんじゃないでしょうか。それを加入するたびに、そのどの部分か分からん工事代金が発生するというのは、ちょっといささかおかしな話になるんじゃないかなと思いますので、一般財源から持ち出してる四百幾らかの工事代金というのがどの部分に使われているか、私は集水升までが補助金事業で成り立っただけなら、もうできとるわけでしょう。それで、屋内は個人負担というだけなら、全然400万円のお金って使う部分がないんじゃないかと思うわけですね。その辺よろしくお願いします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） ご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、本予算につきましては実は事業費の中で一条西地区の配管費が約140万円を計上させていただいております。その分につきましては先ほども申し上げましたとおり、通常の町道沿いでございましたら25万円程度、県道の近くでございましたら50万円から65万円程度必要でございます。それと、それも先ほど申し上げましたとおり特殊な真空方式、そういうところで柿原東地区につきましては約125万円程度要るわけでございます。

工事につきましては、実は補助事業をやったときには補助金がつきます。こういう新規加入者については市の負担になります。そこんところ整理させていただきたいと思うんですが、工事の中身につきましては道路に管が通っております。その管から家の宅内の集水升までの分が市の負担と、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 何でこういう質問させていただいたかという、やはり公共下水道工事も同じだと思うんですけども、市長がやられようとしておるんですけども、やはりそのときにできる限り加入率を上げるには安くするのが常識かなと思いますので、そういう事業を補助事業をするときには、できるだけ加入者の住民が負担が低くなるようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

第2番目の質疑ですけれども、議案第89号から議案第133号までの指定管理者制度における施設の修理費が発生したらどうするのかという質問でございますけれども、今回議案たくさん指定管理者制度が出ておりますけれども、集会所の指定管理者、そしてまた



水道、飲料水の供給事業の委託、そしてまた金清、土柱の温泉休養村、それと地域資源活力工房ということで、一番多いのが5年間ということですから契約期間、そして2年、そして一番短いのが道の駅、地域資源活力工房が7カ月ということで、この指定管理者制度というのは平成15年6月に地方自治法が改正になって、公共の建物でも民間団体に管理ができるということで、今年の9月までに届け出なければならないということでたくさん出てきているように思うんですけども、これで指定管理者制度というのは、管理を委託するのではなく、指定管理者が市にかわって管理を行うということでありまして。ということとは、市外の今まで使用を認めてなかった部分に対しても、その指定管理者が使用を許可という行政処分を行えるというのが指定管理者制度であります。この辺のことをちゃんと理解されて指定管理者制度を導入されたのかと、いろいろな部分で規制をかけておかなければ、ひょっとしたら意にそぐわない団体に貸したりするようなこともできるんじゃないかなと思います。

そこで、質問なんですけれども、この指定管理者制度で管理を委託した建物等々が壊れたということで修理費が発生した場合、その修理費はどういうふうな形でされるのかを質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 7番篠原議員の質疑にお答えいたします。

議案第89号から議案第133号のうち総務部所管の施設で指定管理者制度における施設の修理費が発生した場合どうするのかということでございます。

最初に、集会所につきまして自治会の集会施設の修繕につきましては、これまでどおり自治会の経費で賄っていただきますが、阿波市独自に阿波市地域集会所施設整備事業を制定いたしております。これは修繕費総額の2分の1の額で最高30万円を限度に補助することにいたしております。

それから、土成健康センター御所の郷につきましては、施設の管理者より受け入れをしております毎年1,000万円の土地建物貸付収入を、阿波総合福祉施設整備基金として毎年積み立てております。施設本体の修理はこの基金を充当いたすことにしております。ただ、施設内の設備の修繕につきましては施設管理者の負担としております。

以上です。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） ご質問にお答えをいたしたいと思います。

議案第117号岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について、それから議案第120号までの大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定についてまでが市民部に係る議案でございます。

修繕が発生した場合にはというご質問でございますが、協定書を実はもう既に締結をいたしております。その協定書の第10条で供給施設の軽微な修繕等につきましては、管理組合が自己の費用において責任を持って実施するものとする、ただしその管理組合の方で収支状態が、お金がないということで賄えないものにつきましては、市と協議をして費用分担を決めると。もともとこの飲料水供給施設組合の場合には、前から管理をしていただいていたわけですが、4件の議案すべて山間地の水道が整備されていない地域ということでございます。ですから、必然的に大規模な改善になりますと市の方でもってしてあげなければと、そのようにも考えております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 修理費に関しまして、そういう協定書を結んでおるのであれば安心をいたしました。

先ほど言いました管理者制度というのは、管理を委託するのではなしに指定管理者が市にかかわって管理を行うということで、先ほど言ったんですけれども、市が意図していないような部分に委託している施設を貸すとした場合、その辺のこともちゃんと協定書に含まれておるのかおらないのかと。それと、地域資源活力工房というのは何で7カ月に、ほか5年とか2年とかになってるのに、これだけ何で7カ月になってるのかちょっとご説明をお願いします。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 篠原議員の活力工房の指定管理期間の7カ月ということでございますが、これはご承知のように国道318号線の道の駅の中に設定されております。道の駅は全体が4,150平米でございます。そのうち750平米が旧土成町の所有地でございます。その中にもてなしの館と通称申しておりますが、設定されております。従来、旧土成町から農協の方に委託管理をしておりましたが、この管理料が222万円ということで協議をしてまいりました。その中で農協にずっとしておったんですが、内容的に金銭的に煮詰まらなかったということで、とりあえず平成18年度をお願いするということで、7カ月になったわけでございます。その7カ月の間に農協なりまた公募なりの方法

を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 答弁漏れの部分。

山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 指定管理者の指定につきましては、当然議会の議決が必要でございます。今回多くの集会所等を議案として提案いたしておりますが、今後どのような施設が指定管理者の方へ移行また導入するのかわかりませんが、その時点でまた改めまして、その施設ごとに管理運営等について説明をしていきたいというふうに考えております。

（7番篠原啓治君「出とる、指定管理者の名前出とる、議案出てきとる」と呼ぶ）

この議案につきましては、提案日に説明をいたしております。今後また改めて出先機関等含めまして、いろんな施設が指定管理者の方へ導入また移行することもあり得ると思いますので、そうしたものにつきましては。

（7番篠原啓治君「今集会所の指定管理者でここへ出てきとるわけでしょう」と呼ぶ）

そうです。

（7番篠原啓治君「そのところの建物を意図するところに貸し出す権利が出てきよんじゃろう、指定管理者制度で。今までは市内しか限定がしてなかったけど、指定管理者というのは管理を全て渡すわけだから、その人たちがどこへ貸そうが市の方は言えんようになる」と呼ぶ）

いえいえ、それはないです。

そういうこと指定を受けた者がまた第三者の機関とか。

（7番篠原啓治君「違うて、使用許可を出せれるということ」と呼ぶ）

○議長（原田定信君） 2人でやりとりしないように、議長の許可をとってから発言をしてください。

○総務部長（山下紘志郎君） 使用許可というのは、その施設を使うということなんです、利用するということなんです。

○議長（原田定信君） 質問者に申し上げます。

答弁をいただいた後に再問の中でお話してください、質問ください。

○総務部長（山下紘志郎君） 第三者に貸し出すという意味合いではございませんので、施設を利用してもらおうと、お客さんですね、そういう形で考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 指定管理者というのは、市にかわって行政行為をなさる行為ということですね、行政処分についてもできるというのが指定管理者、ただ単に施設の管理をお任せしよるちゅうだけのことではないわけです。その辺を私は意図せんところにその部分が貸し出したらどうするんですかということ、もともと公の建物ですからその辺も考えられて指定管理者制度に踏み切っておられるのかなと。ただ単に、今年の9月2日までしか任期がないから、法的な行為をされないからということで、安易にされとんではないかなということで質問をさせていただきました。

それでは、3番目の議案第116号でございます。株式会社御所リゾートに決定した理由でございます。これ多分御所の郷と思うんですけれども、今言われたように1,000万円の積立金をもって修理費に充てるというふうな形になっておると思うんですけれども、管理費をこちらサイドから市側が払うわけでしょうか。その辺利益が出た場合にそれ以上の分については会社にお任せしてというのであれば、全ての修理費は御所リゾートの方で持つのが私は筋じゃないかなと思います。この御所リゾートに決定した理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第116号株式会社御所リゾートに決定した理由についてでございますが、土成健康センター御所の郷の管理運営につきましては、地域商業の振興を図る目的から、施設の建設の段階から民間主体の第三セクターの運営会社が行うことといたしまして、株式会社御所リゾートを設立し、10年間の事業計画を立てて温泉施設の規模、レストランの座席数、また利用料等を決定した経緯があります。現在の管理運営状況は当初計画を上回る年間20万人を超える利用者があり、順調に経営されております。こうした設立の趣旨や状況から公募にはなじまないと考え、今後とも引き続き同社が管理運営することには支障がないものと考えまして、指定管理者として株式会社御所リゾ

ートを選定し、指名いたしております。

また、これに伴いまして阿波市総合福祉施設整備基金条例、先ほどもちょっと申し上げましたが、条例が制定されております。それで、この条例制定の条例の第1条で阿波市総合福祉施設改修整備に要する経費に充てるため、阿波市総合福祉施設整備基金を設置する。第2条といたしまして、基金として積み立てる額は毎年度予算で定める額とするということで1,000万円定めております。そうした状況下、株式会社御所リゾートを選定をいたしております。

以上です。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 株式会社御所リゾートに何ゆえに決定したかということですが、私も御所リゾートでいいとは思いますが、今阿波市に合併いたしまして金清温泉と土柱休養村ですか、ここが赤字で唯一御所の郷が黒字ということで、この助言的な部分をいろいろちまたの方で言われておりますけれども、やはり住民の人が当たり前でないかと、もうかって当たり前でないかというような部分を絶対にしないように、指定管理者制度というものを熟知しまして、委託をしていただきたいと思います。この部分に関して行政処分を委託している管理者の方がやれるということを再度ここでお願いをしておきたいと思っております。この辺をちゃんと理解しておかなければ、いろいろな部分で問題が起きてくるように思いますので、お願い申し上げまして7番篠原啓治の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（原田定信君） 暫時小休します。

午後1時32分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番吉田正君より議案第75号についての通告がされております。

吉田正君の発言を許可いたします。

吉田正君。

○8番（吉田 正君） 8番吉田正です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして31ページをお開き願いたいと思っております。

3款民生費の3項の保育所費でございます。31ページの保育料の一般職給料の減額これが非常に大きな金額が減額で動いております。この内容について詳しく説明を求めたい

と思いますので、お願いをいたしたいと思います。

それと、議長にちょっと報告をしておきます。今回私が出しております水道の繰越明許の件でございますが、私も産業建設常任委員会の委員でございますので、産業建設常任委員会で審議をしたいと思いますので、本日は取り下げておきたいと思います。

それでは、保育所の減額予算について担当の方から説明を求めたいと思います。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 8番吉田議員の質疑にお答えをいたします。

補正予算で保育所の人件費等が減額したことにつきましては、本年4月1日で人事異動が行われました。この中で3名の方が保育所以外の部署へ異動になっております。また、1名の方、この方は所長でございますが、1人退職いたしました。それで、阿波市の保育所は統括所長制を取り入れておりますので、その所長の補充は行っておりません。こうしたことで、この予算書を早い段階でこしらえておりますので、都合4名の方が平成17年度に比べまして人員が減ったということで、このような措置になっております。

以上です。

○議長（原田定信君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） 再問をいたします。

この保育所の一般職の給料表の減額した人数でございますが、今保育所に159名だったかね、一般質問で答弁があったと思いますが、今現在保育所の職員、正規職員が何人で臨時職員が幾らか、それとこの3,600万円の減額ですが、今保育所説明がございましたが正規の職員と臨時の職員と、ちょっと人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） 吉田議員の再問にお答えいたします。

6月1日現在で、保育所の職員159名でございます。うち正規職員が72名、そのうち保育士の3名が産前休暇もしくは育児休暇で3名は休んでおります、臨時職員が87名。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 質問者に申し上げます。

発言の際はご起立してお願いを申し上げます。

吉田正君。

○8番（吉田 正君） 失礼をいたしました。それでは、議長のご指摘がございましたの

で、起立をして質疑を行いたいと思います。

ただいま部長の方から説明がございましたが、非常に保育所の職員の採用の不規則と申しましょうか、正規職員より臨時が多いということは保育所の保育の立場からいたしますと、非常にこれ大変なことだと思っております。人件費の削減はやむを得ないと思いますが、必要などころには必要なような人員を置いて、正規職員と同格の仕事をしとると思われまますので、これをこういうような形態でこれから阿波市は保育行政をやっていくのかどうかという不安がございます。

保育士の仕事は、子育て支援、少子・高齢化の対策といたしました非常に最前線で働いております。そういうような職員の身分確立がでけとらん、非常に正規職員と臨時職員の差が多過ぎるということは、これは疑問があるのではなかろうかと私は感じております。こういうようなことがずっと阿波市になってから続けるようなことになるのか、それとも指定管理の方向をとっていくのか、民営化の方向をとるのか、そこらはきちっと阿波市で方向づけをしてこれからの保育士の採用をしていくのが適正かなと私は思っておりますが、行政のトップの部長初め、総務部長、市長のこれからの保育行政のやり方、採用の仕方について説明をしていただきたい、答弁を求めます。

○議長（原田定信君） 理事者に答弁を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 吉田議員の再問にお答え申し上げます。

私も現状に心を痛めております。今後担当者と十分協議をいたしまして、それが解消できないかどうかよく検討してまいりたいと思います。現状は本当に心を痛めております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） これで最後の再々問の質問になると思いますが、これからの保育行政非常に難しい問題があると思います。子育て支援で国、県なりがいろいろと対策をとっておりますが、阿波市におきまして子育て支援という大事な事業の現場でございます。今後十二分に検討なされて、採用されるにはやっぱり今の一般行政職員の臨時でなしに専門職でございます。非常に責任があるこれ仕事なんです。賃金はどうか私はわかりませんが、嘱託制度がとれるなら嘱託制度の名前をつけてボーナスとかいろいろな面で給料のアップというわけにはいかんだろうけど、手当の方でどういった賄いができるのかなということを検討していただいて、子育て支援に支障がないような確立した賃金を支払っていた

だきたいと思います。終わります。

○議長（原田定信君） 続いて、10番木村松雄君より議案第100号から議案第115号、議案第116号、議案第125号について通告がございます。

木村松雄君の発言を許可します。

木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま質疑の通告をしてありましたが、議長の許可をいただきましたので、議案第108号土成の各集会所について、火災保険を掛けていたのかということがございますが、これは地域地域でしておりましたので、それを聞くのはちょっとお門違いかなと思いますが、もし分かればわかる範囲で結構でございます。

そして、各集会所の共通でございますが、修理費について地元であるのかということを出しておりましたが、これは先ほど篠原議員の質問に答えておりました修理については2分の1の補助で最高30万円までということですが、仮に2万円、3万円の修理費でもそのような扱いになるのでしょうか。その点について、お答えをいただきたいと思います。

それと、土成の今回8集会所について指定管理をされておるわけなんです。土成と申しますのは大きく分けて16地域でございます。そしてそのほかにも浦池、西原、土成、梶野、檜原、宮川内、といったいろんな集会所がありますが、この集会所については指定されていないんですが、指定したのとしらないとの差を知りたいわけでございます。

それと、議案第116号土成健康センターの指定の範囲です、これは駐車場も含むのかといったところをお聞きしたいと思います。

それと、議案第123号地域活力工房の件です。この建物には南側に公衆トイレもございますが、このトイレも管理に含むのでしょうか、ということについての答弁を求めます。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 10番木村議員の質疑にお答えをいたします。

集会所の修繕につきましては、2万円や3万円の小額でも請求していただければその半額を補助いたします。2万円であれば1万円ということです。

それから、集会所の指定管理者制度にのってない集会所ということでございますが、今議会に上程いたしました集会所につきましては、旧土成町時代に土成町が事業主体となりまして、国の稲作転換等の補助事業により建設した施設でございます。そのために条例にその設置を明記してありますが、他の集会所につきましては、地元の自治会が事業主体と



なり建設をした施設なので、市の管理する施設、建物ではございません。そのため、今回の指定には至っておりません。

それから、土成健康センター御所の郷の指定の範囲ということでございますが、200台収容の駐車場これも含むのかということですが、これは含むということでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

(10番木村松雄君「部長、地域活力工房の横のトイレ、これは。部長、火災保険は」と呼ぶ)

火災保険は掛けておりません。もてなしの館につきまして含まないということです。

以上です。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいまご答弁をいただいたわけなんです、集会所の指定はないのかということですが、高尾の本郷集会所というのは、これは合併前に周辺対策事業で改修をしておりますんで、当然これ今の答弁の中であるならば、この本郷の集会所も入るんじゃないでしょうか。

それと、土成健康センターの駐車場です、駐車場も当然含むんだということですが、これはご承知のように隣には保健センターもございますし、それで指定の範囲をどのようにしておるか、例えばこの駐車場というのは24時間開放しております。そして、その南には土成インターの横にバス停留所がございます、そこのお客さん用にもということで開放もしております。また、周辺にはイチゴ等々の直売所もございます、その当時はそういったイチゴ狩りのお客さんとかそういった観光バスでおいでくださる方にも開放しておると、当時はそのような説明だったと思うんですが、今回も指定をするときの条件に、そのようなこともつけておるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

それと、活力工房の件でございますが、これはトイレは入っていないということです。この活力工房の施設の上側に、もとの土成町が施設として建設した切り上がり長兵衛のモニユメントの施設あずまやがありまして、そこも含むんでしょうか、その点をお聞きいたします。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 再問にお答えをいたします。

土成健康センターの指定の範囲ということで、土成保健センターにつきましては、阿波

市社会福祉協議会へ指定管理者制度でお願いをしておるところでございますが、電気、水道、浄化槽が本施設と一体となっておりますので、光熱水費及び保守点検経費は土成保健センターの指定管理者より徴収し、本施設の経費として処理いたしております。

それと、高尾の集会所ということでございますが、どういうふうな種類の周辺対策事業で建設したのか、ちょっとわからない部分がございますが、県費とか等で、また市独自で自治会の施設を建設した場合、ほとんどの町村でこうした設管条例、設置及び管理に関する条例というのは制定はいたしてないと思うんです。全て国庫補助事業絡みの施設につきましては、当然条例が必要でございますので条例を制定いたしております。ですから、ここへ出てきていない施設につきましては、同じ補助金でも必要なかったということで、条例制定をいたしておりませんので、この点御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 木村議員の再問にお答えしたいと思います。

議案123号の土成活力工房の件でございますが、先ほども申しましたとおり、トイレにつきましては18基のトイレがございます。それにつきましては、県有地の中に県が設置したものでございまして、県の方から委託を受けて市の方が業務委託を再委託ということで農協の方へ出しております。

ご指摘のモニュメントにつきましても、この包括した敷地内でございますので、業務委託の中に含まれておるということでございます。

○議長（原田定信君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま答弁いただきましたが、この本郷集会所につきましては、多分町単独の周辺の対策事業だったと思うんです。それはそれで結構だと思います。

健康センターの駐車場の件は、私、一番お聞きしたいのは、保健センターの絡みといってもちょっと意味合いが違うんですね。そのバス停留所の使用者とかイチゴ狩りのお客さんとか、そういうことを今度御所リゾートに指定管理するときに、そういう方のお車もとめることがありますよという条項を入れとるか入れてないかをお聞きしたいわけなんです。後日のトラブルのもとになりますんで。

それと、第123号議案は、モニュメントの付近も当然入っておるということでございますので、今の現状はかなり草が生えて観光客が入れるような状況ではないと思います。指定をされるのであれば、そういった隅々まで指定を完了するようなご指導をよろしくお

願いをいたします。

最後に答弁いただいて終わります。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） お答えいたします。

今議会で議決いただきましたならば、当然協定項目、協定書を締結するわけですが、その中で今、議員ご指摘のように駐車場の取り扱いにつきましては、これまでの経過等も今お聞きいたしましたので、十分考慮して協定書を締結をいたしたいというふうに考えますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（原田定信君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第84号まで、議案第89号から議案第134号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

常任委員会委員長におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて各常任委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

日程第3、報告第2号及び日程第4、承認第9号から議案第88号までは、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、引き続き会議で審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第2号及び日程第4、承認第9号から議案第88号までは、委員会付託を省略し、引き続き審議を行います。

~~~~~

### 日程第3 報告第2号 平成17年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（原田定信君） 日程第3、報告第2号平成17年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

先刻、吉田正君より本案について質疑を取り下げるとの発言がありましたので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更について）

報告第1号 平成17年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第85号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

議案第86号 徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第87号 阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び阿北特別養護老人ホーム組合同規約の変更について

議案第88号 中央広域環境施設組合同規約の変更について

○議長（原田定信君） 日程第4、承認第9号から議案第88号の6件を一括議題といたします。

本案については、質疑の通告がありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更について）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第1号平成17年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第85号徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり決定されました。

議案第87号阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号中央広域環境施設組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと求めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は終了いたします。

次回の日程を報告します。

26日10時より総務常任委員会、27日10時より産業建設常任委員会、28日10時より文教厚生常任委員会。

なお、次回本会議は30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞でございました。

午後2時02分 散会